

富士見町

2026年4月にリニューアル!!

新築住宅補助金



富士見町内に新築住宅を建築・購入された方に
最大150万円の助成!!

補助要件・補助額

項目	要件
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・町内に自らが移住・定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方で、当該住宅の所有権を有し、その持分が2分の1以上である方・申請時に町内に住所を有している方・富士見町が賦課する町税および料金の滞納が無い方・申請時に満45歳未満の方*1・区・集落組合に加入し、補助金交付後も継続する意思を有している方・富士見町暴力団排除条例に抵触していない方
補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・町内に本店、営業所を有する業者が、新築に係る全部または一部工事を施工した住宅・富士見町公共下水道および農業集落排水に接続して新築した住宅・過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない住宅
基本補助額	100万円

*1 同居する小学生以下の子を持つ者。富士見町消防団員又は消防団員を退団した方で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の方は年齢要件の摘要がありません
*2 対象要件については、その全てに該当する必要があります

特別加算

特別加算の項目に該当する場合、基本補助額100万円に加算されます(上限50万円)

項目	要件	加算額
ふじみ定住加算	申請者または配偶者が以下のいずれかに該当する場合 ①富士見町出身者 ②富士見町内勤務者 ③富士見町内在住者	20万円
子育て応援加算	申請者が生計を一にする小学生以下の子と同居し、かつ、当該子を養育している場合	最大30万円 (10万円/1人)
消防団員加算	申請者が富士見町消防団員又は消防団員を退団した方で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の場合	5万円
居住誘導区域加算	補助対象住宅が居住誘導区域内に所在している場合	5万円

補助金の詳細は
こちらから

新築・補助金・富士見町



制度詳細と申請書式を町HP上にて公開中



新築住宅補助金HP
QRコード



富士見町役場
総務課 まちづくり推進係

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777番地
Mail : machi@town.fujimi.lg.jp
TEL : 0266-62-9331 FAX : 0266-62-4481

特別加算の要件

項目	要件
ふじみ定住加算	①富士見町出身者 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に、本町の住民基本台帳に記録された期間を有する方
	②富士見町内勤務者 町内の事業所、事務所、店舗その他これらに類する施設において、雇用契約に基づき期間の定めのない常勤の職員として勤務し、給与、賃金その他これらに準ずる報酬の支払を受けている方
	③富士見町内在住者 申請時において富士見町内に引き続き1年以上居住している方
子育て応援加算	申請者が生計を一にする小学生以下の子と同居し、かつ、当該子を養育している場合
消防団員加算	申請者が富士見町消防団員又は消防団員を退団した方で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の場合
居住誘導区域加算	補助対象住宅が居住誘導区域内に所在している場合

必要書類

- 1.富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付申請書(様式第1号)
- 2.住宅新築に係る請負契約書の写し
- 3.町内業者の施工内容および支払いが確認できる書類の写し
- 4.住宅の登記事項証明書
- 5.住宅の位置図
- 6.住宅の完成写真
- 7.町税等「完納証明書」、または町税等の滞納がないことを補助金(交付金)交付事務取扱員が確認することの「閲覧承諾書」
- 8.住民票(同一世帯全員)の写し、または外国人登録原票記載事項証明書
- 9.区・集落組合加入証明書
- 10.富士見町消防団員証明(消防団員等に該当する場合は、申請時に窓口に出して下さい)

以下の特別加算に該当する場合は、上記の書類に加えて次の書類を提出してください。

<富士見町出身者> : 戸籍の附票の写し

<富士見町内勤務者> : 雇用主が発行する在職証明書その他これに準ずる書類

申請期日

住宅の建築または取得が完了した日(保存登記完了日)から3ヶ月以内

